

写

2東監発第40号
令和3年3月1日

東村山市長 渡部 尚 様
東村山市議会議長 熊木 敏己 様

東村山市監査委員 赤木 盛一
東村山市監査委員 土田 士朗
東村山市監査委員 伊藤 真一

指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

指定管理者の監査結果報告書

本監査は、東村山市監査基準に準拠し実施した。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の期間

期 間 令和2年12月1日から令和3年2月25日まで

実 査 日 令和3年1月 6日

説明聴取日 令和3年2月 9日

講 評 令和3年2月25日

第3 監査の対象

公の施設	東村山市民スポーツセンター
所在地	東村山市久米川町三丁目30番地5
開設年月日	昭和57年10月31日
敷 地	約14,319㎡
指定管理者	東京ドームグループ
担当所管課	地域創生部市民スポーツ課
監査の範囲	令和元年度及び令和2年4月1日から 令和2年11月末日までに執行された 公の施設の管理、会計処理等に関する事務

第4 監査の観点

「指定管理者」

- (1) 指定管理が関係法令の定めるところにより適正に管理されているか
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- (3) 施設の運営に係る収支会計経理は適正に行われているか
- (4) 施設の運営に係る出納関係帳簿の整備、保存は適切にされているか
- (5) 利用促進のための努力はなされているか

「担当所管課」

- (1) 指定管理者制度を導入した目的、趣旨は達成されているか
- (2) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は関係法令等に基づき行われているか

- (3) 利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続きは適正に行われているか
- (4) 業務履行確認は事業報告書により適切に行われているか
- (5) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか

第5 監査の結果

指定管理者の概要及び監査の結果の個別的事項は次のとおりである。

1 公の施設の名称

東村山市民スポーツセンター

2 指定管理者の名称

東京ドームグループ

代表構成員 株式会社 東京ドーム

第2構成員 株式会社 東京ドームスポーツ

第3構成員 株式会社 東京ドームファシリティーズ

3 指定の意義

民間事業者の能力を活用しつつ、市民に対する施設サービスの効果及び効率を向上させ、もって健康で文化的な生活の向上に寄与するため。

4 指定期間

平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間

5 選定方法

公募型プロポーザル方式

6 指定管理料 (単位：円)

年 度	指定管理料
令和元年度	149,957,000
平成30年度	147,624,000

7 指定管理業務

- (1) スポーツセンターの維持管理に関する業務
- (2) スポーツセンターで行う事業（市が行う事業を除く）の運営に関する業務
- (3) スポーツセンターの使用の承認等に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

8 収支の状況（令和元年度） （単位：円）

収入決算額	支出決算額	収支差額
248,095,420	235,836,136	12,259,284

※基本協定書第39条(成果配分)に基づき収支差額の50%(6,129,642円)が市の歳入

9 利用状況（令和元年度）
スポーツセンター施設別・種目別利用者状況 （単位：人）

施設名	団体	種目名	個人開放
第1体育室	115,422	バドミントン	9,861
第2体育室	28,494		
卓球室	—	ビーチボール	1,205
トレーニング室			
レクリエーション室	23,630	卓球	40,605
第1武道場	19,542		
第2武道場	28,599	トレーニング室	85,324
弓道場	4,946		
小計	220,633	弓道場 (アーチェリーを含む)	3,836
大会議室	34,316		
小会議室	8,949	合計	140,831
研修室	20,422	うち以下の利用者	
スポーツクラブ室	10,859	65歳以上の方	21,401
小計	74,546	中学生以下	9,605
合計	295,179	心身障害者	351

屋内プール利用者状況 （単位：人）

団体利用者数				個人利用者数				右記の利用者のうち
月	利用者数	月	利用者数	月	利用者数	月	利用者数	
4月	578	10月	407	4月	4,252	10月	4,575	65歳以上の方
5月	392	11月	488	5月	5,455	11月	3,852	13,514
6月	404	12月	386	6月	5,312	12月	3,625	中学生以下
7月	188	1月	465	7月	7,135	1月	3,912	14,195
8月	0	2月	478	8月	8,669	2月	3,759	心身障害者
9月	146	3月	0	9月	6,350	3月	144	1,080
合計 3,932				合計 57,040				

※令和元年10月12日 台風19号の影響により全館休館

※令和元年10月18日体育館棟休館、10月16日から18日プール棟休館

※令和2年1月1日から31日第2体育室空調工事のため、第2体育室使用中止

※令和2年3月2日から31日新型コロナウイルス感染症拡大防止のため全館休館

10 指摘・要望事項

(1) 指摘事項

①基本協定書等における内容の着実な実施について

ア 管理責任者等の届け出について

「基本協定」第20条では、「管理業務の統括管理責任者及び副統括管理責任者を選任し、甲に書面で届け出なければならない」とされているが、「事業計画書」において人員体制人数のみ報告され、人事異動などで人員が決定した時点で口頭での報告となっていた。人事が決定後、基本協定に基づき速やかに書面にて届けられたい。

イ 文書の管理・保存について

「基本協定」第28条では「文書管理上の留意事項」に基づき「適正に管理・保管しなければならない」とされているが、自社の安全管理規程に則り管理されていた。文書の保存年限が、文書の内容により市の規程と異なることから、内容により情報公開請求を求められた場合に文書が保存されていないことも考えられる。東村山市文書管理規程の趣旨に則り文書等の管理基準及び保存期間を定められたい。

ウ 緊急時の対応について

「仕様書」第3条では、市民スポーツセンターの緊急時対応について「東村山市地域防災計画」において救援・救助活動支援拠点となっており、甲乙で「災害等における施設利用の協力に関する協定」を締結することとされているが、協定の締結には至っていないとのことであった。災害においては長期にわたり避難所となった事例もあることから、そのような場合も想定し速やかに協定を締結されたい。